

日本学術会議
安全保障と学術に関する検討委員会
(第23期・第10回)

平成29年2月15日

内閣府 日本学術会議事務局

日 時： 平成 29 年 2 月 15 日（水） 13：00～15：20

会 場： 日本学術会議 6 階 6-C(1)(2)(3)会議室

出 席 者： 杉田委員長、大政副委員長、佐藤幹事、小松幹事、井野瀬委員、向井委員、森委員、山極委員、大西委員（Skype 参加）、岡委員、土井委員、安浦委員、花木委員、小森田委員（14名）

欠 席 者： 小林委員（1名）

事 務 局： 駒形事務局長、竹井次長、小林企画課長、井上参事官、石井参事官、吉本補佐、川名上席学術調査員、下田上席学術調査員他

議 題： 1. 学術フォーラムについて
2. 残された論点について
3. その他

資 料：（議題 1 関連）

資料 1 学術フォーラムプログラム

資料 2 学術フォーラムにおける議論を踏まえての意見（岡委員）
（議題 2 関連）

資料 3 審議経過の中間とりまとめ

資料 4 米軍の海外オフィスの活動と目的（事務局作成資料）

資料 5 日本学術会議における意思の表出について（事務局作成資料）

参考資料：資料 1 学術フォーラムの概要について（事後報告）

資料 2 学術フォーラム発表補足意見

佐野先生（学術フォーラム登壇者）資料

資料 3 最終とりまとめ案を審議されるに当たっての要望
池内先生（第 6 回委員会参考人）資料

資料 4 防衛省 防衛装備庁からの委託契約事務処理要領の公表についての連絡メール

資料 5 安全保障技術研究推進制度 委託契約事務処理要領（契約書の様式等含む）の改訂点について（事務局作成資料）

資料 6 「中間とりまとめ」（2017 年 1 月 23 日付）案の回覧状況報告

午後1時00分 開会

○杉田委員長 それでは、定刻となりましたので、安全保障と学術に関する検討委員会第10回を開催いたします。

本日の映像等の頭撮りは冒頭の資料確認のところまでとさせていただきます。なお、報道関係者、傍聴の方におかれましては、会議中は進行の妨げにならないように静粛にお願いいたします。なお、傍聴に関しましては事務局の指示に従っていただきますようよろしくお願いいたします。

定足数でございますが、委員15名中現在14名の御出席、スカイプを含め14名ということで、定足数を満たしていることを御報告いたします。

では続きまして、配付資料の確認でございますが、お手元の議事次第の資料のところに書いてございますが、資料1、2は議題1、学術フォーラムについてのところで使用いたします。資料3、4、5は議題2、残された論点についてのところで使用いたします。

参考資料1、学術フォーラムの概要について、これは事後報告、事務的な書類でございます。御確認ください。それから、参考資料2は、学術フォーラム登壇者の佐野先生から御報告を補足する意味で提出したいということでしたので御覧ください。それから、参考資料3は、第6回、11月28日に御説明いただきました池内先生から最終とりまとめ案を審議するに当たっての要望ということで資料を頂きましたので御覧ください。そして、参考資料4ですけれども、前回委員会において触れましたけれども、防衛省防衛整備庁から委託契約事務処理要領を公表したということで連絡がございましたので、参考資料としてお付けいたしました。そして、参考資料5はこれに関わる改訂点についての事務局作成のとりまとめ資料でございます。そして、参考資料6は、「中間取りまとめ」案の回覧状況の報告ということでございます。

なお、前回委員会、フォーラムの日の委員会と学術フォーラムについての議事録、現在確認中でございますので、委員のみ現行のものを机上配付しておりますが、確定次第従来の委員会と同様公表させていただきます。

また、報道等の資料及び学術フォーラムの際にお配りしたアンケートの集計結果につきましても委員には机上配付しております。

また、2月8日の毎日新聞、2月9日朝日新聞の記事、米軍の資金関係の基準につきまして、この関連事項について後ほど議題2の中で意見交換いたしたいので参考のため配付しております。傍聴者にもこの点お配りしております。

以上、資料が足りない方は事務局へお申し付けください。

映像等の頭撮りはここまでとなりますので、御協力ください。

なお、現在確認中の前回委員会及び学術フォーラムの議事録に関しまして何か発言、訂正事項等ございましたらお願いいたします。小松委員、お願いします。

○小松幹事 小松です。前回のフォーラムの第3パートの議事録なのですが、事務局の方から事務局の修正があったらということで送ってこられたのですが、その当時データが非常にたくさん送られてきていまして、私ちょっと勘違いして、第3パートの概要版があったのでそちらのことと思って修正なしというふうに返事したのですが、逐一の議事録の方を見て若干修正を希望しているところです。

どういうところかという、54ページの上から13～14行目、本当に何が起こるか分からない、本当に間違いみたいな国がなきにもあらずですからというところ。ちょっと間違いという表現が必ずしも適切ではなかったなど。そういう御批判もあったようですし、確かに私自身考えても余り穏当ではないなということで、この部分を「本当に理解できないような国」というふうに、そういう意味で表現したわけで、「本当に理解できないような国がなきにし」、「し」を入れて、「なきにしにもあらずですから」というふうに修正させていただきたいと思います。修正依頼のときにしておけば何の問題もなかったのですが、ちょっと勘違いしていました。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉田委員長 今の点でございますけれども、よろしいでしょうか。

これはいずれにしても発言、言葉が置き換わった場合には委員会において御報告いただくことにはなっておりますので、いずれにしても必要な御報告だったかと思いますが。

では、今のようなことで進めさせていただきます。

それでは、引き続きまして、議題1、学術フォーラムについてということで、まず私から先の学術フォーラムについてごく簡単に経過報告をさせていただきます、若干の意見交換をいたしたいと。その際これに関連して岡委員から意見書が来ておりますので、それについても後で御紹介いただきます。

では、まず私の方からですが。この学術フォーラム第1部では会長の御挨拶に続きまして、私から審議経過の中で明らかになった論点を示しながら中間とりまとめを御紹介いたしました。

そして、第2部で各登壇者から意見表明があったわけですが、まず、兵藤先生はマンハッタン計画等に言及しながら、科学者が自らの研究成果の利用法をどこまで予見し得るのかという問題を提起され、それを踏まえ軍事研究を行わないという日本学術会議のこれまでの立場は先見性を示している。そして、防衛装備庁は技術的優位ということを目指しているが、こ

ういうものは競争を際限ないものにしてしまうという御意見でございました。

それから、須藤先生でございますが、まず中間とりまとめの原案、これは修正前の原案を強く支持すると。そして、50年、67年声明は堅持されるべきであると。そして、防衛省の防衛装備庁の技術研究推進制度には応募しないと明記すべきである。日本学術会議のミッションは、学術の進歩に寄与することであり、安全保障への貢献等よりも学術を優先すべきである。基礎研究と軍事研究など線引きが難しいからこそ資金の出所により判断するというのが操作的な定義として採用されるべきだというふうにおっしゃいました。

それから、佐野先生ですけれども、デュアルユース概念につきまして、これは成果を両用に使えるという意味だけれども、同時にこの研究するときの研究目的は軍事目的か民生目的かという目的によって区別できる。現在デュアルユースという言い方がされているのはスピンオンという、実際にはスピンオンが主に目的とされているけれども、そういう言い方をすると反対が多いのでデュアルユースという言い方をしているのものであるということをおっしゃいました。

それから、福島先生ですけれども、まず大学が持っている研究開発能力は非常に高く、ここが現在軍事研究の方面から期待されているのだと。ロボットスーツあるいは胎児心電図のように民生利用を意図した技術があつて軍事転用されると。そして、アメリカに秘密特許制度がある以上どう利用されるかは科学者の方で必ずしも確定できない。アインシュタインの言葉を引用しつつ、あなた方の人間性を心にとどめ、そしてそのほかのことを忘れよということ述べられました。そして、生命を再確認し、軍事関連研究には一切関わるべきではないというふうに明示すべきだというふうに言われました。

続きまして、西山先生ですけれども、三菱重工業においてミサイル開発に関わったという御経験を踏まえて発言されまして、デュアルユースは2方向あるが、現在はスピンオンが注目されている。そして、GPS、インターネットは軍事技術からのスピノフであった。弾道ミサイルと宇宙ロケットの技術は区別できない。3Dプリンターなどのようにどちらに使える技術もあり、軍事と民生の技術の間には境界がないのだということをおっしゃいました。

続きまして、根本先生は、朝日新聞で最近防衛省の制度についてこのような軍事研究の進展が大学の在り方をゆがめかねないという趣旨の社説を載せたところであると。この制度では職員が研究に関与し、成果の公表などについても懸念が多い。中間とりまとめは科学者コミュニティの独立性を強調している点は極めて重要であり、戦前において戦争に抵抗できなかったメディアの一員としてこれを共有したいと。学問の自由とはとりわけ大学における学問の自由であるというのは歴史的な経緯であるということをおっしゃいました。

続きまして、第3部で自由討論が行われ、多様な論点が出されてましたので、全てフォローできないのですが、幾つかにまとめて私の方から御紹介いたします。まず、50年、67年声明につきましてはこれを堅持すべきだという意見が多数表明されました。それから、中間とりまとめに関しましてこれを指示するという意見が多数表明されました。そして、研究の自由と大学の自治を巡りまして、仮にこの声明等で、あるいは指針等で制約しても個人として研究したいという人についてはどうするのかということで、これについてこういう御質問に対して登壇者の須藤先生からは、どうしてもするという方については仕方がないのではないかと。これに対して別の方からは、大学は研究、教育の場なので個人の意見だけで判断すべきではないのではないかと。大学としての立場はあるのではないかとという御意見があり、私からも、一人一人の科学者というのは真空状態の中にいるわけではなくて重層的な関係の中にあるのだということを、これは中間とりまとめの立場を確認させていただきました。

そして、大学において倫理委員会のようなものを設置するということには賛成だという意見があったのですが、ではこの委員会において例えば防衛省の制度に応募可能となればそれを認めるのかということなのですが、これについては私からの御説明を要約しますと、各大学において教育研究環境の維持やミッション等慎重に検討した上で判断した結果は、大学の自治の観点から尊重されるというふうに申し上げました。

それから、次の論点、これに関係した論点ですけれども、軍事研究というものと大学との関係なのですけれども、これは主に小松委員から、大学で行わないとすればどこで行うのかという問題提起がされたことについて、中間とりまとめでは企業と大学の研究者の置かれている立場は異なるというのが立場であるというふうに私から御説明したわけなのですが、これについて登壇者の須藤先生、福島先生等からは、軍事研究を大学でしないというのは単に消極的な意味ではなくて、むしろしないことによって平和に寄与するのだという御意見もありました。

これに対して小松委員からは、防災と軍事の連続性というふうな御指摘があったのですが、福島先生からは、防災研究等は軍事的でなく民生的に行えばいいのではないかとというふうに御意見がありました。

それから、軍事的なものの拡大の問題なのですけれども、これについては参加者から現在新たに戦争の危機が高まっているのではないかとという御発言、ローマ法王庁等の関係者の御発言を紹介することを含めてあったのですけれども。

それから、別の方から、防衛省の制度というのは現在単独で存在しているわけではなくて、軍需産業の活性化など、軍産官学複合体的なものへの流れの中で出てきているのではないかと、

こういうものに対抗していくべきではないかという御意見。そして、その中でまた別な方からは、人間の安全保障等を追求するというをより前面に出すべきで、軍事的安全保障の問題と人間の安全保障というのは最終的に相容れないという御意見もありました。

それから、次の問題ですが、利益相反の問題でございます。これは特に大西委員が委員としての立場にあるわけですが、同時に学長として防衛省の制度に応募したこととの関係で利益相反ではないかという問題が何人かの方から指摘されました。

そして、これと関連しまして、総合科学技術・イノベーション会議に置かれる委員会に出席が予定されているのではないかという報道を受けまして、こういう委員としての立場と学術会議における、現在この委員会で検討している立場とは矛盾しないのか、する可能性はないのかという御質問。これについて大西委員からは、自らの委員としてのお立場と学長としてのお立場は区別していると。また、応募を認めたのは攻撃性あるいは研究の公開性等について判断をした結果である等の御回答がありました。

これについて私からも、C S T I、総合科学技術・イノベーション会議あるいはその他の場所において現在いろいろな動きがありますが、こうしたものと日本学術会議における現在検討中の問題との関係が非常に重要な問題となっているのではないかという指摘をいたしました。

これに関連して、もしも日本学術会議の会長としてこの他の機関における委員会等に行く場合は日本学術会議としての意見を代表していくべきである、個人の意見ではなく、という御指摘が複数ありまして。私からも、会長、委員、学長、一人三役大変御苦労さまですという御発言をさせていただいたわけでございます。

そして、その次の論点なのですが、意見聴取の機会ということで、今般のシンポジウム、これだけで終わらせるべきではなく、意見聴取の機会を更に設けるべきであると、今後も学術会議において常設的に考えていくべきであるという御意見が多々ありました。

そして、最後の論点、今日の話とも非常に関係いたしますが、まとめ方の問題に関しまして、この間大西委員が会長としてあるいは一個人としてということですが、様々な御意見を開陳してこられたこととの関係で、この委員会の方向性と反する形で会長が拒否権等発揮するのではないかといった御懸念が複数示されまして、これに対して大西委員からは、そんなことはない、私は一委員であり、幹事会においても幹事会としての決定をします。今後もし声明とする場合には査読過程を経て、その後の決め方についてはこれから決めることであるが、従来は総会で声明を決めた例もあるというふうなことを言われたと思います。

以上、私からごく簡単でございますけれども、学術フォーラムについて御紹介いたしました。

今の範囲について何か御意見か御質問ありますか。では、小森田委員。

○小森田委員 今回の杉田委員長のまとめの中に既に入っておりましたのでちょっと蛇足かもしれませんが、あえて申し上げたいと思います。それは、大西委員の開会の御挨拶についてです。今もちょっと触れられましたように、大西会長が委員会の設置前後から個人の見解というふうに断りながらも積極的に発言されておられました。私は特に委員会が設置された後について、これまた当然のことながら個人の見解ということで積極的に発言されていたことについては率直に言ってややいぶかしく思っておりました。それは、個人の見解とはいえ、会長が発言されるということは対外的には大きなメッセージになり得るからであって、実際に当時の報道を見ても、この委員会を設置したこと自体が一定の方向性を既に持っているのではないかという印象を与えたと思います。これはメディアの受け取り方が悪かったということかもしれませんが、そのような受け取られかねない要素はなかったとは言えないのではないかと思います。

私自身は、委員会の中ではもちろん個人の見解は述べなければなりませんけれども、外での論点について述べる機会があった場合には、自分の意見を述べるというよりも、むしろ何が問題かということについて提起をして一緒に考えていくというスタンスで臨んでまいりました。したがって、その都度、先取りされた結論があるわけではないと、議論の結果どうなるかわからないということを強調せざるを得なかったわけです。もちろん意見を述べるということ自体を止めることができませんので、これまでは特にこの点については触れないでおきました。意見を述べること自体は構わないと思いますので。

ところが、先日のフォーラムの会長の開会の御挨拶を伺って心底驚きました。内容は主として二つで、一つは自衛隊に対する国民の世論調査の結果の紹介、もう一つは安全保障技術研究推進制度についての一定の論点についての指摘です。これは、明言されたわけではありませんけれども、大西委員がこれまで主張されてきた個人的見解を、直接ではありませんけれども、改めて述べたように、示唆されたように、この間の経緯を知っている者からすると受け取られてもやむを得ないものだったのではないかと思います。しかも、その後すぐに杉田委員長からの経過報告が予定されている状況の中で、開会の挨拶の中でそれを述べられたということについては、大変失礼だとは思いますが、あえて申し上げますと、会長の挨拶としては節度を欠くものであったのではないかと思います。

なぜこのようなことをあえて言うかということ、フロアの中から会長が自分の権限でひっくり返すのではないかという発言がありました。私は必ずしもその意見全てに同調するわけではあ

りませんけれども、そのような意見が出てくるということは理解できます。

会長はそのときに手続のお話をされて、そのとおりの手続だと思います。私は9月まで幹事会のメンバーでしたので、通常この種の委員会が一定の結論出した場合にはどういうふうに最終的にまとめていくかということについては承知しております。ですから、手続の説明としては間違っていなかったと思いますけれども、この委員会はいろいろな意味で特別なところがあると思いますので、この委員会で一定の方向が出た場合に最終的にどういう形で決めるかについても、今日になるか次回になるか分かりませんが、きちっと議論しておきたいということ強く思った次第です。

通常であればこういうことは言う必要のない余計なことであるとは思いますが、大変気になりましたのであえて申し上げました。以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。大西委員、何かございますか。

○大西委員 今小森田委員から出た中で、冒頭の挨拶のところだと思いますが、ちょっと御質問というか御意見の趣旨が分からないところもありますけれども、何点か述べました。設置の趣旨、それから今御指摘のあったようなことも述べたのですが、ここでは自分の意見というよりも客観的なデータなりあるいは防衛装備庁の研究制度についてはこの委員会の中でも指摘されている論点を述べたと思います。特にそのことについて自分の意見が入って、そういう話題を取り上げたということは意見が入っているのかもしれませんが、例えば自衛隊については世論調査の結果で内閣府がやっているものですから客観性があるということで紹介したわけで、議論するときの一つの柱になるのかなと思ったからであります。挨拶の中では特に議論の方向を指し示すとかいうことを申し上げたつもりはありません。

内容については、学術会議のホームページ、挨拶をした場合にはそこに掲載するようにしていますので、そこに載っているかと思えます。改めて確認していただければと思います。

○杉田委員長 では、小森田委員、どうぞ。

○小森田委員 御発言の内容を確認した上で発言したのですが、もちろん個々の事実を指摘するという自体は、それを切り取って考えれば客観的な事実を述べただけであるという説明も可能だと思いますけれども、たくさんある中である事実を指摘ということ自体が文脈によっては一定の意味を持つということがあり得るわけで、少なくとも私はそのように受け止めました。もちろん明言はされなかったので方向付けを与えたものではないというふうにおっしゃることは分かりますけれども。

これ以上この点は受け止め方の違いかもしれませんが繰り返しませんけれども、危惧を抱

いたということを私自身については率直に言ってそのとおりであります。

○杉田委員長 これは私が第1部における中間とりまとめの御報告の際にも申し上げましたけれども、日本学術会議におけるこの委員会のような議論というのは学術的な観点からの検討であるということでございますので、例えば自衛権というものについて考えるのであれば、そのとき申し上げました国際法学であるとか憲法学であるとかあるいは政治学等の学術的な観点との関係で議論をするほかはないわけで、仮に議論をすればですけれども。これは世論調査の結果で自衛隊が認められているからいいとかそういう話には当然ならないのですよということはお申し上げたとおりでございます。

では、この点につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、これに関連しまして岡委員の方から……。

○小松幹事 すみません。

○杉田委員長 今の点ですか。

○小松幹事 今先生がフォーラムの概要を説明されたことについてです。

○杉田委員長 分かりました、では小松委員、どうぞ。

○小松幹事 杉田委員長が学術フォーラムの概要を御説明されたのですが、その中に誤解があるのでちょっと明らかにしておきたいと思います。私の発言の中で、防災研究と軍事研究の連続性云々ということで福島先生から反論があったということですが、これは福島先生の完全な誤解です。逐一の議事録を確認していただければよく分かると思いますけれども、私は被災現場とそれから戦場の類似性を言っただけです。災害現場というのは戦場を想起させると。戦場というのはもっともっと破壊的で悲惨だけれども。防災面でも今想定外という言葉がもう許されなくなってきていると。防衛自衛では想定外というのはもう絶対許されない。だからこそ長期的な平和の追求というのはもちろん必要なのだけれども、短期的には地政学的にいろいろな国があるので当面の備えは必要だというふうに主張しました。そういうことです。

○杉田委員長 今の点、井野瀬委員。

○井野瀬委員 議事録が確認されてアップされると思いますけれども、福島先生が言われたのは、「防災というのは防災としていくらでも検討ができる。戦争をするにはどうしたらいいかということをとことん考えて突き詰めていく」ということで、先ほど杉田先生が言われたことと今小松先生が御説明になったことと何ら私は矛盾がないと思いますし、ここはそういうことを議論する場ではないと思いますので、少し仕切っていただければと思います。

○杉田委員長 分かりました。今の点はそういうことです。

それでは、岡先生の方からお願いいたします。

○岡委員 岡です。

まず、中間とりまとめ案をまとめる前々回の会議に私は所用で欠席をして、そのときに各委員が意見をおっしゃったようなのですけれども、その機会がなかったのでそれも含めて意見をまとめさせていただいたというのがこの資料2でございます。

学術フォーラムでいろいろな論点が明確になってきたと思うので、その点について私が思うところを幾つかまとめさせていただきました。ただ、この内容はかなりの部分もう既に中間とりまとめに記載されているというふうに理解しておりますので、その点では重複しているかと思えますけれども、お許しいただければと思います。

まず、対象となる科学者についてなのですけれども、これも何度か議論になって大学の研究者だけを議論するのでよいのかとか、企業等で開発に当たっている人たちというのは業務命令でやらされている、やっているわけで、そういう人たちはこの範囲に入るのかというような議論がありました。それに対する私の考えは、そこに書いたとおりなのですが、そこをちょっと読み上げさせていただきますが。日本学術会議が科学者の代表としての役割を担うとする場合の「科学者」というのは日本学術会議の設立理念を科学研究の本質的な価値とする者でなければならないと思います。中でも、憲法で保障されている「学問の自由」を最重要な規範として尊重し、自主的に研究テーマを選ぶことができる研究者及びそういう研究者によって作られている学会等ということが学術会議を代表していると考えるのが妥当だと考えます。やはり自由に研究テーマを選べるからこそ自己規律、規範の必要性というのが出てくるわけで、独立な科学者コミュニティとしての学術会議を設立して、科学者が過去の戦争に加担したことへの痛切な反省を行ったというのもそういうコミュニティであった、そういう科学者たちであったというふうに思います。

現在ではそういう研究者の大半は大学及び公的な研究機関に属していると考えますので、やはりこの安全保障と学術の関係を議論する場合は、大学というのが最も大きな対象になるというふうに考えています。

それから、それを踏まえた上で、日本学術会議が過去に声明を出したことについてですが、学術フォーラムでも多く出されたように、この声明は私は堅持すべきであるというふうに考えています。特にこの声明を出したときに学術会議の科学者たちが責任を痛切に感じて出したというこの歴史的な意義というのは非常に大きいと思いますし、その価値は不変であると思うので、是非ともこれは堅持していただきたいというふうに私としては思っています。

それから、あと簡単にいきますけれども、デュアルユースについては、これはどんな科学技術もデュアルユースという問題を抱えているということがこの委員会でも非常に明らかになってきてよく分かりましたけれども、それだからこそやはり民生研究は成果を公開することによってこそデュアルユースの危険性をみんなが認識して、それに対する対策をすることができる、こういうふうに私は考えています。ですから、やはりどういう技術があってどういう可能性があるのかということ和社会全体が正しく共有して、必要な規制を作っていくということがこれから重要なのではないかとこのように考えています。

それから最後に、このことは余りこの会議では論点になっていなかったかもしれないのですが、やはり大学というのは教育機関だということを皆さんに是非考えていただきたいと思いました。前回もちょっとこの意見は書きましたけれども、やはり大学には学生、それから若手の研究者等がいて、そういう人たちは研究をする中で自分の将来を作っていくような立場で、シニアな研究者というのはそういう人たちをガイドして一人前の研究者として育てていくという役割を担っています。その中には特に最近研究倫理に関する教育というのも非常に重要なファクターになっているわけで、そういうときに大学がやはり直接ではないにしろ防衛省からお金をもらって軍事に関連するような研究というのを推奨しているということ自体がやはり私は学生さんに与える影響、それからポスドク等に与える影響が非常に大きい。特に最近のように外部資金によって大学の研究が誘導されているという印象を強く持つ時代になっていますので、その中で外部資金の出どころが防衛装備庁であるというようなのはやはり大学にとって非常に難しい局面にきているのだというふうに思います。

それから、外国人についても議論がありましたけれども、やはり外国人の立場になってみると、ほかの国の安全保障、軍事技術の研究に自分は関わっているという立場に置かれることになるわけで、それも何か非常にぐあいの悪いことではないかと私は思います。

それでもってどういうふうに最終的な結論を出すかはこれから議論していただくのだと思うのですが、最低限やはりそれぞれの大学がある程度の規範というのを持って、どういう研究費を受け入れることができるのかというようなガイドラインを作ってスクリーニングをする。それから、単に受け入れるときにスクリーニングするだけではなくて、研究費がどういうふうに使われてその結果がきちんと公開されているかどうかというようなことを見ていくというようなやはりそういう機能が今後絶対に必要なのではないかとこのように感じたのでこのように書かせていただきました。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますが、学術フォーラム関係で何か特に御発言ございますでしょうか。

それでは、議題1は以上とさせていただきます。

この学術フォーラムの結果につきましては今後の審議の中で参照させていただくことは言うまでもございません。

それでは、引き続きまして議題2の残された論点ということで幾つかの論点がございますけれども、まず最初に、この間幾つかの新聞報道等もございまして、今日机上配付させていただきました毎日新聞2月8日朝刊、それから2月9日の朝日新聞朝刊等で報道されておりますように、米軍からの資金、これが日本の研究者に報道によれば8億円という金額が出ておりますけれども、10年度～15年度の間にしているという報道がございました。

この米軍資金の問題につきましてはこの委員会におきましても既に小森田委員の論点整理においてそのことが指摘され、また委員会審議の中でも池内先生の御報告等でもかなり出ております。それから、その他のところでも出ておるのですが、その一方である時期この米軍資金の在り方について詳しい方に何うというふうなこともいろいろ検討したのですが実現しませんで、実際にそここのところのヒアリングは十分できておりません。それから、大学等における資金の受入状況についてもアンケート調査をするという話も初期の段階でございましたけれども、諸般の事情により見送ったということもございます。

ただ、今回このように規模として明確化したわけでございますけれども、これは今後の私どものとりまとめの中ではやはり大学のこういうふうな実態があるからこそ、いわゆるここで取り扱っている問題は防衛省の制度だけの問題ではなく、より幅広い問題であるということ、そしてこのような資金がそれではどこまで許容されるのかあるいはされないのかというふうなことについて審査等の必要性が従来必ずしも十分に審査されないまま崩壊的になされているとすれば、それではまずいということを経警鐘を鳴らしているのかというふうにも思われるわけでございますが。

まず、この点につきましてこちらで御用意したのが、事務局の川名上席学術調査員によりまして、米軍の海外オフィスの活動と目的ということで若干調査をいたしましたので、それをまず報告をお願いします。

○川名上席学術調査員 事務局の川名でございます。

資料4でございますが、こちらは2012年1月に公表されましたアメリカの国防総省が実施し

ております基礎研究に対する投資の実態につきまして、国防総省の諮問委員会である国防科学委員会が作成した報告書がございます。こちらに依拠いたしまして米軍のいわゆる海外オフィスが行う活動のあくまでも一般的な特質を簡単にまとめたものということになります。

まずアメリカ軍の研究機関がグローバルな出先機関を配置する最大の理由でございますが、最先端の科学技術のいわゆる安全保障上の価値を評価することにあるというふうに書かれております。具体的には、国防総省は常に世界中の先端技術の開発リストというものを更新しているようでございまして、それは将来的に米軍の能力を飛躍的に高めるか、あるいはそれを著しく低下させる可能性のある科学的な研究を特定するということが目的にあるようでございます。それは、彼らはテクノロジカルサプライズと呼んでいるものでございまして、例えば水爆兵器ですとかミサイル防衛技術ですとかステルス技術の開発でありますとか、これまでも出現してまいりましたが、国際システムにおける力のバランスを一変させるような技術、昨今ではゲームチェンジというふうに呼ばれますけれども、そのことがアメリカのあずかり知らぬところで生じることを常に警戒し注意を払っているというところでございます。

そして、そのような目的を達成するための任を負っていますのが米軍のグローバル・オフィスということでございまして、そこでは世界中のいわゆるヒューマンリソース、研究者、研究機関との間のネットワーキングの作業と、それから最新の科学・技術情報の収集ですとか、それに対する評価ということを行っているというところでございます。具体的には、シンポジウムですとか研究会の開催を支援するという、それから彼らの利益に資するであろう研究者を国際会議に招へいする。あるいは日本の研究現場のサイトビジットなどが行われているようでございます。

なお、このグローバル・オフィスの職員、これは主にプログラマナー、PMでございますけれども、は最先端の科学技術に通じた目利きのできるPh.D.sでございまして、各種のプログラムのスクリーニング、あるいは助成の採否、これに関する決定する権限を有しているというところでございます。そして、PMは海外に同じく展開しておりますNSFのオフィスの職員、PMとも連携をしております、そのことが意味しているのは、つまりは民生分野の基礎研究を含めてアンテナを高くしているというところでございます。

最後に、日本における米軍のグローバル・オフィスでございますが、米軍施設であります赤坂プレスセンターに拠点を持っております。第6回の委員会でも申し上げましたが、海軍は海軍研究所、ONRグローバル、陸軍は国際技術センター、空軍は今般の新聞報道にもありましたが、空軍科学研究局、AFOSRの下部組織でございますけれども、AOARDがあるよう

でございます。

なお、彼らが日本の大学に提供している資金の詳細情報につきましては、例えば脚注の1にお示しをいたしましたアメリカの調達庁のデータベースがそれを公開しているところでございます。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

この米軍資金の問題についてどのように考えていけばいいのか、若干意見交換をしたいと思うのですけれども。安浦委員、お願いいたします。

○安浦委員 前にアメリカの研究制度のお話を報告させていただきましたけれども、そのときにも少し触れたかもしれませんが、実は今回報道されている案件の中に私が所属しております九州大学の案件も1件ございます。私が産学連携担当理事をやっておりました関係で、どういふいきさつであったかと、もう4年くらい前でございますけれども。

具体的には、若手の研究者だったわけですが、寄付金という形で、個人への寄付金という形でコンタクトをしてきまして、そして大学はだから全然コンタクトしている間は知らないのですね。これは個人の自由ですから。それで、最終的にお金をグラントとして出しましょうということになって、その資金を大学に委任経理金として入れますというときになって大学は初めて知りました。そのときの私どもの対応は、大学全体として海外の軍事に関する機関からの資金提供は受けないというそういうルールを決めておりましたので、役員会に上げまして、役員会でこれは受け取れないという結論を出しました。そして、先方うちの事務が交渉したところ、向こうは返してもらったら困ると、レポートも何もありませんと、お金だけ使ってくださいということで、御本人が個人の責任で、一応研究費でございますので不正があってはいけないのでそれをクリアするために大学を通してはおりますけれども、そういう形で本人の旅費とかに使ったという形でございます。

なぜこういうことを御紹介するかと言いますと、この中の多くのパターンがそういう形で、最初に大学という組織にコンタクトが必ずしもあったものでもないものが含まれている可能性がかなり高いと思います。当時読売新聞さんが随分この件を取り上げておられましたけれども、その中でいろいろなインタビューでもそういう形の報道があったというふうに記憶しております。

それからもう1点、海外のという意味で言いますと、これも前に少し御紹介したと思いますけれども、もっと怖い話は、例えば1例として、中国の国際産学連携として申し込まれてきた

案件があって、相手は企業でした。これは共同研究として見返りをちゃんとレポートを返さなければいけない共同研究でしたけれども。その場合に今度はその会社を調べてみたら取引の80%が中国海軍であるとわかりました。スクリーンの音を低くする技術を研究されていたわけですが、それを使おうとしていたと。これはもう完全に日本の技術を産学連携の衣をかぶって外国の軍が使おうとしていたとしか思えないということで、それを理由に断りました。

そういう注意が、非常に細かな注意が必要になってくるということをやはりしっかり組織としての大学は持つ必要があるのではないかとということで二つの例を御紹介させていただきます。

○杉田委員長 ありがとうございます。

今の点に関して、あるいはほかの点でも結構ですが、いかがでしょうか。佐藤委員、お願いします。

○佐藤幹事 今の安浦委員のお話は大変重要な御指摘だったと思います。最後の段階で初めて大学が知るということではなくて、そのようなコンタクトがあった段階で果たしてそれを受けていいのかどうか、そもそも交渉していいのかどうかということを学内のガイドラインとしてきちんと確認をしておく、あるいはその受け皿となるような各大学の組織を設けていくということが重要なのではないかと、こういう御指摘だと受け止めました。

ちょうど今日の後半の議論につながるかと思えますけれども、そのような方向で、各大学が軍事的な組織から資金をもらうことについてどのように考えるのか、そういう議論につなげていければと思っております。

○杉田委員長 いかがでしょうか。

井野瀬委員、お願いします。

○井野瀬委員 私が今手元に持っているのは、1967年声明につながる米軍資金問題をスクープした朝日新聞系の『朝日ジャーナル』の1967年6月4日号です。そこに書いてある内容は今起こっていることへの対応と全く同じで、「文科省は申請額を必ず値切って、なかなか研究費が取れない」と、問題の渦中にある研究者の全てが、研究費の不足と文科省の理解のなさを米軍援助受入れの動機に挙げているとあります。

そのほかにも1967年と状況が似ておりますし、先ほど安浦先生が警鐘的に言われた個人の話や、佐藤先生が言われた「だからこそ今は大学にもそういうガイドラインみたいなものが必要」と関係するかもしれませんが、「軍隊は決して慈善団体でも学術推奨機関でもない。戦争軍事目的の完遂を唯一最高の目標とする組織体である。だから援助を受けた研究者が主観的にどう判断しているかは別としても、軍隊が軍事目的と関係なく、しかも外国の学者に巨額の金

を出すことがあり得ようか」という点を警戒すべきでしょう。この記事は1967年の6月であり、10月の声明前ですが、当時から軍事技術がどう使われるかが議論になっており、いろいろな報道がある中、大学の自治の問題も議論されています。今同じようなことが起こっていることを我々はどうかとらえるべきか、かなり厳しいことが問われていると思いました。

○杉田委員長 安浦委員。

○安浦委員 佐藤先生、井野瀬先生のおっしゃることは理解できますが、もう一つ別の側面がございまして、アメリカ軍に関しては先ほど言いましたのは一つの非常に、前申し上げたファンダメンタルリサーチということに対する非常にクリアな考え方を持っている、見返りを求めないということを本当にやるのだということを私は見せつけられたということです。そういう逆の意味もあるということは是非御理解いただきたい。

そして、我が国の場合に対してもどのような形の制度を作っていくかは今からの議論でしょうが、そういうクリアさというのが非常に一つのソリューションになり得るのではないかという点が1点ございます。

更に言えば、アメリカのNSFこれは軍とは直接はないと思いますが、DOD、国防省もDARPAの研究に関しては我々に対してその審査員になってくれという要求もきます。ですから、審査員になるとアメリカの研究者がどういう研究をしているかと見ることができるのです。ほとんどお金はもらえませんが、自分が審査員になれるのです。レポートを書けるのです。そこもかなりオープンだということです。外国の人に審査させるというそういうオープンネスを持ちながらあの国はある種のバランスをとっている。

日本は、この間のフォーラムも非常に狭くものを考えて、軍イコール秘密イコール危険というそういう方程式がパッと論理を短絡させる議論ばかりが多すぎるという気が私はしております。やはりオープンにすることによって軍であってもひょっとしたらうまく使えるのかもしれない。それは軍を使うことを私は直接的に肯定しようと言っているわけではないのですが、一つの見本として考える価値はあるのではないかと考えています。

○杉田委員長 今の点は、いわゆるDARPA型の資金援助と日本の今回防衛装備庁が行っているような非常に特定したやり方との違いということで、前から安浦委員からも御指摘があり議論しているところなのですが、そういう意味でいきますと、確かにおっしゃるようにアメリカの制度は、お金がいっぱいあるでしょうからばらまいて自由に使ってと。その代わりもちろん本当に使うときはきっちり秘密でやっていると思いますけれども、そういう使い分けでやっているという点で、今安浦委員がおっしゃるようにある意味で防衛省の今回の制度よりも批判

しづらい制度という面がある。

ただ、その一方で、アメリカ軍というのは日本の防衛省とは異なりまして、世界最強の軍隊でありまして、どういう形で自らの研究あるいは作られたコネクションがどういうふうに使われていくのか分からないという点があります。それから、アメリカのその技術の使い方について、最後日本と違ってコントロールできないと、民主的に問題コントロールできないという、外国のやることですから、というふうな面もありまして、両方あるのかなと思いますけれども、私はどちらかというところ個人的には後者の側面がより危険ではないかというふうに思いますが、そのあたりほかの先生方いかがでしょうか。

では、山極委員、お願いします。

○山極委員 米軍関係の資金を使っていたということについては京都大学も名前が挙がっています。ただし、ここでは学長としての意見は差し控えさせていただきたいのですけれども。

京都大学では1967年に物理学会が旅費をアメリカ軍からもらっていたという報告があり、日本学術会議が声明を出した直後にやはり京都大学の部局長会議で、そういった資金提供を受けるのは好ましくないという声明を出しまして。昨年4月にそれは確認延長するという合意を得たわけですね。その毎日新聞の調査のあった8月には詳細お答えしていますから、それは既に報道されています。

私が個人として考えるのは、やはり67年以降、この二つの声明というのはやはり忘れられてきた、非常に緩くなってきたということですね。いわゆる公開性、そして透明性というものが保持されていて、基礎研究であるということが分かっていたら出所は問わないというような雰囲気は日本の大学の研究者の間に生まれつつあったのではないかと思います。

もう一つ言えば、例えば共著論文を書くことが非常に奨励されているのですね、現在は。しかも国際的な共著論文です。ですから、自分の研究の一端が例えばアメリカの研究者、その方は防衛省からお金をもらっているかもしれません、そういう方々と一緒に研究をして研究論文を載せるということが多分これまでもこれからも頻繁に起こっていると思います。そういった場合にどう判断するのか。パトリーに共同研究に関わっている場合にそれがメインとして、例えばアメリカの国防総省から受けた資金で行われる研究について日本の研究者が加担していることになるのかどうかという非常に微妙な判断が必要な事態になってくるだろうと思います。

もちろんアメリカの研究者だけではなくて、様々な国際共同研究が今行われつつあって、国際学会も行われて発表もされています。そういうところでどれが軍事研究に関わるのか関わらないのかということ判断するのは非常に難しくなっているという現状を再認識すべきだと

いうふうな印象を持ちました。

○杉田委員長 今の点いかがでしょうか。

大西委員、何か。

○大西委員 安浦委員から御発言があったので、二つお尋ねしたいと思います。九州大学が外国の軍事組織からの資金の受入れというのは否定しているということを伺ったわけですが、日本と外国で区別をされているのかどうかですね。

それともう一つは、これも事実関係ですけれども、先ほどの例では委任経理金という格好で寄付が行われたと、それを受け入れるかどうかについて審査をして受け入れないというふうにしたけれども、結果としてもう既に寄付が入ってしまっていたということなのですが。ちょっと大学の事務の流れからすると、大学が受け入れることを決めないと寄付者の方も寄付はできないのではないかなと思うのですけれども、その辺の事実関係について少し補足していただければ理解しやすくなると思います。

○安浦委員 安浦です。

まず、第1点目の件ですけれども、日本の機関に関しては個別の問題が生じ得るということで、一つずつ案件ごとに役員会で議論するというのを4年前か5年前に決めました。それが今でも続いているという状況でございます。今回の防衛省のものに関しては、役員会で検討して、ちょっと制度上問題があるので、応募はやめてくれということを出したということでございます。

事実上ゼロ円契約ですけれども、共同研究は幾つかやっております。やった事実がございます。防衛省あるいは防衛装備庁とやった事実はございます。ただ、お金は入っておりません。

それから、2件目でございますけれども、先ほど御紹介した案件に関しては、まずグランドが個人にあって、個人が賞と同じで、お金が個人の口座に振り込まれて、それを大学に委任経理金として預けるという形をとられたために、大学は個人から申出があって委任経理金として入れるときに初めて知ったということでございます。

以上です。

○大西委員 そうすると、大学にはお金は入っていないと理解してよろしいでしょうか。

○安浦委員 いえ、研究費として受け取っているのです、大学に入れないと今度は税法上の問題も出てきますので、大学に入れて、その方の、若手の方だったので旅費等に使用していただきました。ただ、先方へのレポート等は不要であるというそういうことをちゃんと文書で確認をいただいて、全くひもが付かない純粋な寄付金としていただきました。

○杉田委員長 大西委員、今の点よろしいですか。

○大西委員 はい、結構です。ありがとうございました。

○杉田委員長 では、小森田委員。

○小森田委員 この問題は二つ申し上げたいのですけれども、一つはやはり今何が起こっているかということについて十分に自覚しないままに進んでいっている面があると、それが非常にまずかったのであって、それをどうやって防ぐかという仕組みや考え方を再確立する必要があるという性質の問題ではないかというふうに思います。

それから、安浦委員がおっしゃった点ですけれども、私は論点整理のときに申しましたが、なぜ軍事研究を殊更に問題にするのかということですから、様々な観点があり得て、一つはもちろん平和という研究の原点に関わる、研究目的に関わる価値というものがあると思えますけれども、もう一つは公開性という問題に関わってくるので特に慎重に考えなければいけないのではないかというふうに申しました。それはそのときにも言いましたけれども、軍事というものがあえて分かりやすい言葉を使えば、敵と味方に世界は区別されているということを前提に、味方の軍事的な力というものを強めると同時に、さっき川名さんの報告の中にも、そういう表現ではありませんけれども、味方にとって不利なことが起こらないようにするという論理が究極的には働いている世界だろうというふうに思います。

ですから、何もかも秘密にするというわけではなくて、もちろん公開した方がよいと、あるいは公開することが望ましいというものについては積極的に公開すると思えますけれども、何を公開するか、何を公開しないかについての判断は軍事機関が持っているし、一体その基準は何かということもなかなかオープンにできない、しにくい性質を持っているという性質のことであるということが様々な問題を考える上での前提ではないかと考えています。

ですから、個々の制度について、今度の防衛装備庁の制度もそうですけれども、個々の制度については様々な修正が加えられて公開性が担保されるような表現になるということもあり得るかと思えますけれども、問題の基礎にはそれがあると思えますので、そのことを前提に軍事研究の在り方というものについて考える必要があるのではないかというふうに思っています。その点では日本の制度であろうが他国の制度であろうが共通する問題を含んでいるというふうに思っています。

○杉田委員長 ありがとうございます。

今のやりとりの中でも、これまで日本の大学が、特に67年声明以後この種の問題について十分な対応をしてこなかった可能性があるのと、実はこれは学術会議自体の問題で、私どもも結局

のところこの半世紀間この問題について本格的に検討することをしてこなかったということでございます。その中でいろいろな自体が進行してきた。現在67年のデジャヴのような事態になっておりますけれども。

そういう中で、今もう何人かの方から御発言ありましたように、やはりこの問題は今後研究に関する適切性の審査をどういうふうに進めていくのかという、中間とりまとめにおいて一応示しておりますが、十分に深められていない論点でございますので、この点について次に議論していきたいというふうに思います。

これは、大きく言うと二つございます、あるいは3つかもしれませんが。つまり、各大学における審査で、中間とりまとめにおきましてはこういう表現になっているわけでございます。全体として研究的施設や科学者コミュニティにおける共通認識ということなのですが、特にこれにつきまして中間とりまとめで言えば6の③で、大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究については、その適切性について、目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。

これに関連して6の④で、それぞれの分野の学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じてガイドライン等を設定することも求められる。つまり、これは大学と学協会の役割です。

そして、では日本学術会議はどうかということが6の①で書かれており、先ほど申し上げました科学者コミュニティにおける共通認識を形成するためには議論を進めていく必要があります、そうした議論の場を提供する上で、科学者を代表する機関としての日本学術会議の役割も大きいということ。

つまり、各大学、学協会、学術会議という一応3つの場をここで提示しているわけなのですが、このうちまずこの3つについて非常に時間的に限界があるのですけれども、今日は少し議論していかなければならないのかなと思います。

今大学について安浦委員の御報告もあって若干議論いたしましたが、もう一つは学協会の問題、やはりいろいろな、例えばロボットスーツの問題についてはロボット関係のところではないとなかなか実態が分からないとか、スクリュウの問題であればスクリュウのところでないとか分からないとかということがございますので、そういう問題が一つあるだろうと。

ただもう一つ、この日本学術会議の役割ということでございます。特に日本学術会議の役割についてはこれまでほとんど議論されておきませんので、ここで若干意見交換をしたいと思う

のですけれども。私の理解では、日本学術会議におきましてはこの種の問題というのはもし扱うとすれば科学者委員会、もしかすると科学と社会委員会という別な委員会もございますけれども、そういう常設の委員会においてこれまでも検討されるべきだったと私は思いますが、今後のこととして言えば、そういうところで検討し続けていくというのが一つの可能性として考えるわけなのですが。今回この委員会は課題別委員会ということで特別の目的で設置された委員会でございますけれども、これは継続的な委員会ではございません。一方、学術会議がそういう常設の委員会を持っておりますが、そのあたりの今後のことを含めて何か御意見等ございますでしょうか。

井野瀬委員。

○井野瀬委員 12月の検討委員会でも報告した、学術会議の50年声明、67年声明その前後のいきさつ云々を調べておりました。そしてまた、今杉田委員長言われましたが、声明あるいは何がしかの意思を表出した後で学術会議がどうすればいいのか、2月4日のシンポジウムでも議論の継続ということが言われました。改めて調べてみますと、学術会議では第1期、設立以来、50年声明、67年声明いずれも「学問・思想の自由保障委員会」が第3回総会から設立されておりました。以来、つまり第1期、1949年以来ずっと、「学問・思想の自由保障委員会」から「学問・思想の自由委員会」へと名称は変わっても、この委員会が中心となって声明を担ってきました。その後、第13期に「第二常置委員会」と改称され、第17期からは「学術と社会常置委員会」とさらに名称を変えました。それでも、ここで学問の自由とそれに伴う責任等々が議論されることは明記されております。

それが少し分かりづらくなってくるのが19期、2003年でしょうか、それから20期での大幅な学術会議の組織編制、組織の組み換えがありました。先ほど言いましたように、学問と思想の自由を担ってきた「学問と思想の自由委員会」が、第13期から「第二常置委員会」に、その後、第17期、18期には「学術と社会常置委員会」と名前を変えても、目的はそのまま継承されていたのですが、19期以降、これが不明になっています。「学問の自由」も、ミスコンダクト、研究不正行為とその防止等へと力点が移され、「学問の自由」の問題が少し変わってきた部分もあります。

つまり、組織的に言えば。学術会議設立からずっと学問と思想の自由ということに組んできた委員会が、19期でその継承が分かりづらくなった、現在我々が目にしている機能別委員会として、科学者委員会、科学と社会委員会、そして国際委員会へと組み換えられた19期から20期にかけて、「戦争を目的とする科学研究は絶対にしない」というこの議論をどこでするのか、

どこが議論を継承するのかが、組織的に見つらなくなった。このようにヒストリーを振り返ることができると思います。

それから、先ほど言いました「学問の自由」というもののとらえ方の変化とともに、自由、フリーダムと対をなすリスポンシビリティ、研究者倫理の問題が、もっぱら不正行為防止へ次第に移行していったという21世紀の状況もあるように思いました。整理するとそのようになると思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。この点につきまして、今後の日本学術会議のこの問題についての議論の継続ということに関わってきますので、大西委員から何か御発言ないでしょうか。

○大西委員 今我々がやっている議論と直接関係がある最近の議論は、これも設立のときの引用文献の一つになっていますが、2013年に出した科学者の行動規範だと思います。ここでは今回のような規律、つまり軍事的安全保障に関わる研究というそれについてどうとらえるかということではなくて、逆のデュアルユースと言われている民生的研究の利用範囲がかなり広がるというケースについて取り上げたわけですね、これは新しい項目として入れました。この科学者の行動規範については、ちょっと不確かな点もありますけれども、科学と社会委員会でやったのですけれども、最終的には幹事会でかなり議論したわけで、特別な委員会を作ったのかどうかちょっと不明ですが、いずれにしても明示的に全体で議論しようということを取り上げて2013年の1月にまとめたわけですね。それに先立ってデュアルユースに関する委員会がかなり長い期間というか3年ぐらいかけて議論をして、具体的に新しく盛り込むべき条文というのを提案したと。報告という格好でしたけれども、提案して、それを受けて行動規範は修正されたという経緯をとっています。

したがって、今井野瀬先生が説明してくれた組織の変遷もあるのですけれども、学術会議は人も代わるのでその組織の解釈の仕方も変わる可能性がありますけれども、これが重要だと思うテーマについて取り組む体制はその時点時点であり得ると、今回はこういう格好で課題別委員会を設置しましたがけれども、今の仕組みから言えばこうやってテーマを設定して全分野の研究者と言いますか連携会員が集まって議論するという仕組みは作れると思うのですね。ですから、現状あるいはこれからもこういった重要テーマについていわば学術会議のその時点の総力を挙げて取り組むということは可能ではないかと。それなりのアウトプットの手段も持っているので、それをうまく活用していくということが大事なのかなというふうに思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。今の点なのですが、今後学術会議がこの問題について

また半世紀間沈黙とかいうことではまずいわけですので、継続的にいわば態勢として申し送り、もちろんこれは次の期をどこまで制約できるかという今会長が言われたようなことはあるかもしれないませんが、しかしやはりこういう問題については継続的に考えていくというふうな構えを示すことはやはり必要ではないかと思うのですが、そのあたりについてはいかがですか。

○大西委員 私ですか。

○杉田委員長 いえ、では後でも結構です。小森田委員の方から。

○大西委員 付け加えさせていただきます、よろしいですか。

○杉田委員長 では、大西委員、どうぞ。

○大西委員 今杉田先生おっしゃったことは大事で、今のフォーラムの中でも全国でやるべきだという継続性と時間的継続性、両方の御意見があったように記憶しています。時間的継続性については、一番重要な点は、今回我々がまとめる、この検討委員会がまとめるものの中にそういうものをきちんと明記しておく、それが継承にとって重要なかぎになると思います。もちろん次の人がどうするかというのはまた次の期の判断ということになりますけれども、少なくとも半分の会員は残るわけですから、そういう意味での継承性というのがそこで一定保障されるのかなと思います。

○杉田委員長 小森田委員、お願いします。

○小森田委員 もう出されたことなのでちょっと余計かもしれませんが。3つ、多分学術会議では役割があると思います。一つは、今議論している文書を出すということが最低我々の委員会の範囲内でできることだと思います。それから2番目は、今大西委員もおっしゃったように、学術会議は提言その他の文書を出しますともちろん公開しますし、場合によっては報道で発表するわけですが、それで終わりということが多くて、学術会議は運動体ではありませんので、それを実現するために何か行動するということは基本的にはしないことが多いわけですね。しかし、今回の問題については学術に関わる者自身の問題でもありますので、やはり提言、何らかの見解を出した後、それで考えてくださいというだけではなくて、それをどう受け止めて具体化するかということも含めた議論の場を継続するということは多分必要だろうと思います。これはこの委員会の範囲内で決められることではありませんけれども、そういうことは言えるのではないかと。

3番目の学術会議の中で恒常的に議論する場ですが、今の仕組みの中でないわけではないと思うのですが、機能していなかったと思います。私は学術会議の会員でもありましたので、私自身の反省も含めて言うと、全体として世の中の流れに対して後追的に対応す

ることに追われることが多い、と。新しい問題が生じたらそれに対応して委員会を作って検討するというふうになってはいますが、しかしもう少し問題を先取りして、こういう問題が起こりそうであるいは起こっているということをキャッチする機能というものをもう少し学術会議が強めていかないと対応は後手後手になってしまうのではないかとこのことを痛感しています。この安全保障の問題もその一つですし、ほかの問題についてもそのことを感じています。それから、どういう組織が望ましいかについてはこの委員会で議論すべきことではありませんのでそれ以上申しませんが、そういう弱点を学術会議が率直に言って持っているのではないかとこのことは、関係者として痛感してまいりました。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。安浦委員、お願いします。

○安浦委員 今の議論でございますが、継続的な審議ということは私も非常に重要なことだと。しかも、現役の研究者が常にこれはどんどん入れ替わっていくわけですから、現役の研究者が議論をやるということが非常に重要なポイントかと思えます。

それで、あと2点ちょっと申し上げたいのですけれども、ここで今考えている議論を、声明とか報告とかいう形で出すことになるとして、それは政府や大学等の機関へのメッセージであるとともに、あるいは学協会へのメッセージであるとともに科学者自身の皆さんへのメッセージでもあり得るわけですね。そう考えたときに、84万人の科学者を代表する機関でありという表題を掲げている立場というのはこれは私は忘れてはいけないと思います。先ほど岡先生のお話にもありましたように、これが適用されるのはその一部であるという議論が今までなされてきてはいますが、84万人の科学者に不変的に適用できる話と非常に限定的な条件が付いた人たちに対しての呼びかけの部分とは、これはクリアに分けて考えるべきであるし、行動規範の方にもそれを十分に考えた上で最低限科学者というのはこういうふうな行動規範を守るべきだということで先ほど大西会長が言われた行動規範を読み返すと書かれているわけですね。その15条にはっきりと差別の排除ということが書かれていて、科学者は研究、教育、学会活動において人種、ジェンダー、地位、思想信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して個人の自由と人格を尊重するという、これを否定してはいけないと思います。

岡先生のお話にも出ました、企業で働いている人、いろいろな研究やっている方がいらっしゃるわけで、自由度、裁量度がものすごく高い、大学より高い人もおられますし、一方で職務命令で軍事に近いことをやられている方もおられるという前提の下でメッセージを発するのだ

という、そこが私は忘れてはいけないというふうに思うというのが1点です。

もう1点は、ここで発するメッセージを科学者を規制する議論には余りしてはいけないのではないかというふうに思います。それよりは政府や大学に対して学問の自由を守るために望ましい制度とか方向性を示すというところに力点を置くべきではないかというふうに考えます。

具体的には、善意の科学者が安心して研究を行える社会というのはどう作っていけばいいかという問題、善意というのは戦争、兵器等を、軍事研究を積極的にやる意志を持たない研究者というふうに私は想定しておりますが、その研究者が研究成果の公表に対して基本的に制約されない、公開性が担保される。それから、研究成果の公表によってその後いかなる法的、社会的制約も課されない。法的、社会的制約というのは具体的には今の日本の安全保障貿易輸出管理法では後付けで問題視される可能性があるというのは前に報告したとおりでございます。あるいは社会的制約というのは、これはいろいろな思想信条が異なるということによっていろいろな形で社会的な制約を受けるというそういう問題も含めて、公表がいろいろな圧力を受けない社会を作る。

3番目に、研究成果が意図しない利用、デュアルユースで意図しなかった利用をされたときに後で責任を問われない。本人が良心の呵責を感じるのにはこれはあるかもしれませんが、外から想定していなかったことに対して責任を遡及されることがないという、この3つのポイントがちゃんと満たされないと安心して学術研究ができる社会にはなり得ないのではないかと。

この間のフォーラムでもときどき御質問の方の中に、私の専門に近いAIとかそういったものが軍事研究とほとんど同じではないかと、それも否定するのに通じるような御発言もありました。ああいうことが起こること自身は私は望ましい社会の在り方にはつながらないというふうに思います。

○杉田委員長 今の点なのですが、まず第1点で、差別の問題ということと、呼びかけ対象の問題が結び付けて議論されているのですが、これは全然差別の問題とは関係ございません。差別というのは先生が列挙されたようなジェンダーとか宗教とかによる……

○安浦委員 地位というのは。

○杉田委員長 地位ではございません。置かれている立場が異なるというふうにここでは申し上げている。置かれている立場が異なる、例えば国立大学と私立大学でも立場は異なります。それは差別ですか。

○安浦委員 いや、ただ学術会議のメッセージとして科学者はという主語を使った瞬間に、そうでない人は科学者ではないということになるというのが私は差別につながるのではないかと

思います。

○杉田委員長 科学者というふうに普遍的な言い方をした場合そういう誤解が生じる可能性はありますが、ここでは。

○安浦委員 中間とりまとめでは非常にそこは慎重にやられているのは私それは十分承知しております。承知した上で、ただこの間のフォーラムの参加者あるいはいろいろな議論を聞いていると、そこはもう全然区別せずに皆さん御発言になっていたのも、そこには注意して、84万人に対して代表して言うのか、部分的に言うのであれば、それはそれなりのロジックを作った上でこの立場の方々という言い方をしないとまずいのではないかとということでございます。

○杉田委員長 その点、ちょっと岡委員、お願いします。

○岡委員 岡です。私は先ほど申し上げたのは、正に安浦先生がおっしゃった善意の科学者というのが一体どういうものかということを考えて、そういう科学者の主体が発するメッセージであるとともに、そういう科学者たちが自分で規律を作るという意味で申し上げたかったのです。安浦先生がおっしゃっている善意の科学者というのもやはり学問の自由というのに支えられた科学者で、後追いで訴追されないということも含めてそれはやはり学問の自由があって、自分がその研究の対象を選べるというそういうことが保障されているような人が対象で。だから、私はそういう研究者の大半は今大学とか国立の研究所とか公的な研究所にいると書きましたけれども、それは必ずしもそうではないかもしれなくて、企業だって自由な研究をしておられる方たくさんおられると思うので、それを全く排除するものでは当然ないというふうに思います。

ただ、やはりこれは基本的に信条の問題だと私は思うので、要するに科学者がこういうことが大事だと思う科学者というのがこれを発信して、それを受け止めるというふうに私は理解すべきではないかというふうに思った次第です。

○杉田委員長 山極委員、お願いします。

○山極委員 50年、67年の声明を継続してこれを出すというだけでは継続性は担保できないと思います。いわゆる日本学術会議が今どういう立場にあるのかということをごきちんと考えなければいけない。これは非常に微妙な問題で、例えば防衛装備庁の今度の制度にしても、政府が出している制度に対してものを申すわけですから、そのための根拠がきちんとしてはいけません。何を代表としてこれを言っているのか。しかも、例えば今岡委員が問題視された、大学ということに関しても私立大学、公立大学、国立大学、それぞれ協会がございます。これに対してきちんとした形で要望するということがないと、これはすごくちぐはぐな解釈の仕方にな

ってしまいかねないわけですね。現在でもそれが生じています。ある国立大学では容認、ある国立大学はこれを拒否するというようなことが起こっているわけですね。これが本当に望ましいのか。日本学術会議として科学者の行動規範より強いメッセージがここでは発せられなければならない。つまり、倫理としては非常に単純明快であっていいのですけれども、これから科学者がその倫理を基に行動していくに当たっては、幾つかの考えるべき条件なり規範が生じるわけですね。これを各大学や各個人が勝手に解釈し、それを実行して何の制限もないということであれば、これは全く形骸化してしまいます。

ですから、何かそこが継続的にきちんと話し合うことができるような制度を設ける。倫理委員会を設けるのもその一つでしょうし、あるいは科学者、これいろいろな学会に対して、これは以前は研連というのがございまして研連の代表者が日本学術会議の会員になっていたわけですが、今はそうではないわけですね。登録している学会の人たちに全てやはりそのことについての猛省と再考を促すというきちんとした要望あるいは提案というのをすべきだろうというふうに私は考えております。

○杉田委員長 では、花木先生。

○花木委員 花木です。ありがとうございます。日本学術会議として何を議論するかということでちょっとお話しさせていただきます。

今山極委員から大学における問題、大学によって結果が違うということの御報告ありました。この安全保障と学術の問題はまずはそれぞれの科学者が考えるというのは大事だと、それは皆さん同意いただけだと思います。一方で、学協会については、恐らく特定の技術に関連するような学協会はそれを議論する必要があるのではないかとということです。一番難しいのが、各研究機関と日本学術会議の関係ですね。どこまで学術会議で議論してどこまでは研究機関が議論するか、あるいはどこまでオーバーラップさせるかということです。

私は個別の制度を実際に受けるか、あるいは個別の課題についてはそれぞれの研究機関で議論するのがいいだろうと思っています。それはなぜかというと、それぞれ状況は違うということも一つの理由ですが、もう一つはそうすることによってそれぞれの研究機関、その構成員にこの問題をそれぞれ考えていただくということが必要だと思っているのですね。というのは、学術会議で議論してもせいぜい数十人で議論するにとどまると。各大学で議論すると、その中の構成の中で議論するというので、より理解が深まるということがあろうかと思っています。それから、安浦委員が指摘された会社あるいは特定の分野の研究所の問題というものもそれぞれの研究機関で議論するとそこはソリューションが出てくるだろうと思っています。

そうすると、学術会議で議論するのは何かというのは、一つは恐らく新しい状況が出てきたことに対する認識、それから全体としてどういう仕組みでこの問題を扱っていくか。どういう仕組みというのは例えば一つの結論としては各学協会でも個別の研究課題について議論する、あるいは研究の仕組みについて議論するというふうに分けるか、あるいは全体としてガイドラインを作るかという、そういう仕組みのところを学術会議で作って、個別は委ねて、むしろそこで議論を活発にさせていただくというのがよろしいのではないかと考えております。

以上でございます。

○杉田委員長 今のに関連して、では小松委員お願いします。

○小松幹事 ちょっと今のに必ずしも関連はしていないのですが、基本的なところをちょっと私押さえさせていただきたいなと思います。というのは、50年に戦争を目的とする科学の研究、それから67年に軍事目的のための科学研究というふうに声明でうたっているわけですね。それからもう半世紀また60年以上たって世の中の状況も大きく変わってきているわけです。この戦争を目的とする科学の研究と軍事目的のための科学の研究に、自衛のための研究も含まれるのかどうかというところをまず明確にさせていただきたいなというふうに思います。

というのは、まだ50年のころなんて自衛隊もない、戦争を目的とするといったら米軍ぐらいしかなかったそういう時代ですよ。ですから、今我々が学術会議の役割として議論するとき、この声明というのは非常に大事で、我々はこれを固持しなければいけないというふうに思っているのですが、この戦争を目的とする科学の研究の定義をきちんとしていただきたいと思います。

○杉田委員長 それは今の議論とは全く別の論点でございます、その論点につきましてはこれまでも議論してまいりましたが、自衛とは何かということは決して自明なことではございませんので、67年には既に自衛隊ももちろんとっくに成立しております。50年には確かにその直前でございますけれども。

そして、この自衛概念を巡っては私も2015年10月総会以来繰り返し申し上げますけれども、1928年の不戦条約において侵略戦争が違法化されて以降、それ以降に戦われた通常戦争と呼ばれている全てのものは戦争と呼ばれなくなったわけでありまして。つまり、戦争というのは不戦条約によって違法化された結果、それ以後行われた戦闘行為、今戦闘行為をどう呼ぶかというのを国会でも議論しておりますけれども。それと同じような言葉の言い換えというのが国際的に行われ、それ以後起こったあらゆる大規模な戦闘行為は戦争ではないと、自衛権の行使等の形で行われております。そういうものを全て、自衛隊の行使というふうな名前が付いているの

で、では容認しますかという話になれば、それは恐らく国民世論としてもほとんど受け入れられないということで。自衛権というふうに表現すればそれによって問題は解決するという事ではないので、ここの委員会においてはその今の問題については扱わないというのが私は多数意見であるというふうに思っております。

○小松幹事 その扱わないということと、もう自衛のための研究もこれに含まれるかどうかというのはまた別問題だと思います。

○杉田委員長 自衛のための研究が含まれるかどうかを議論するためには自衛とは何かをまず概念的に確定しなければならないのですが、それができないというふうに私は申し上げております。

今の点は今の論点と違うのでこれ以上取り上げません。

ほかの御発言ありませんか。どうぞ。

○佐藤幹事 先ほどの山極委員のお話とそれから花木委員のお話には共通の論点があると思います。要するに科学者の行動規範というものを定めるについて各大学であったり学協会がそれぞれ判断するにしても、それぞれに個別にバラバラに判断をしていたのではいけないということで、共通の了解を形成していく、それが実体的な基準であったり、あるいは花木先生のおっしゃるような仕組みの問題だろうと思います。

そのことに関わって、まず基本的な点なのですけれども、この委員会の中でもときどき学問の自由というものが個人の自由な選択を保障するものというだけに一面的に理解をされているのではないかということにちょっと危惧を持ちます。個人の自由権ということだけであれば表現の自由であったり思想信条の自由ということで十分なはずで、なぜ学問の自由というものを保障されているかということ、個人の自由な選択ということだけには還元されない、ある種の学問の在り方、学問共同体なり科学者共同体の自律性、国家に対する自律性と、それから科学者コミュニティの公共的な責務というものを保障する点に、学問の自由の本質的な意味があるのだと思っています。ですから、学術会議で今この委員会がそのような科学者コミュニティの代表機関として議論しているということ自体が、正に学問の自由の実践なのではないかと思っています。

その上で、どのような基準を設けるかについても一つなのですが、我々は法的な拘束力を持つルールを作る権限は持っていません、これは当然だと思います。そういう意味で行為規範ということになるわけです。行為規範が持っている意味というのは、ある種の準則なりスタンダード、あるいはガイドラインについて、それを尊重するか、あるいは尊重できないとすれば

なぜなのかの説明義務を課す点にあります。よくコンプライ・オア・イクスプレインというふうに言われます。そうしますと我々は、基本的な立場として何が尊重されるべきであるのか、まずはそのことを議論しなければならないと思います。

そのことが正に中間とりまとめの前半に書かれていることなわけです。軍事的安全保障に関する研究には学術の健全な発展を阻害する種々の問題点がある。まずはこのようなスタンダード、基本的な見地を共有できるかどうか重要です。

私の理解するところ、既に中間とりまとめをまとめる段階で、そのことについてはこの委員会としてコンセンサスがあったのではないかと思います。であるとするならば、この基本的な見地を前提に、どういう場合には適用が除外されるのか、それがはたして許容されるのか、その議論をしていくのが今日の後半の学術会議の役割、あるいは各大学、研究機関に何を期待するのかの議論の本質ではないかというふうに思っています。

以上です。

○杉田委員長 今の点ですか、関係して。では、小森田委員。

○小森田委員 名宛人の問題は初回から一貫したテーマで、はっきりした結論はまだ出ていないということで、今改めて出たと思うのですけれども。私は今日岡委員が整理された1項目目の考え方で基本的にはいいのではないかというふうに思っています。今私たちが主として議論したのは、大学等の研究機関に属する者ということ想定し、そこに軍事的安全保障に関わる機関から資金が流れてくるということはどう考えるかということについて議論してきました。もうちょっと実際には広く議論していたと思いますけれども、焦点がそこに当たっているということは否定できないと思います。

そうすると、そこで何らかの答えを出したとして、それは大学等の研究機関に所属していない人にとってどういう意味があるかということが問題になると思います。それは、その人々はそれぞれの人の職業的選択があり、またそれぞれの人の働く条件がありますので、ストレートに適用されないかもしれないけれども、少なくとも大学等に関してはこういう考え方でいくのだと。つまり、社会とは様々な団体、組織から形成されているわけですが、全ての組織に共通した原理がどの問題についても及ばなければいけないというわけではなくて、社会の中の一定の組織については一定の原理が適用されるということが、その組織の人々の利益のためだけでなく、社会全体として共有できるものとして示すということがあり得ると思うのですね。

大学の自治というのは正にそういうものとして説明されていると思うので、直接的に大学等の関係者以外の人に及ぼされないとしても、私たちは大学等についてはこういうふうに考える

ということについて納得していただけるような議論の立て方はできると思うし、そうしなければいけないと思います。これは国民一般の方々についても同じであって、大学にはこういうふうに考えるということをも自分たちのために考えるのではなくて、そうすることが国民全体の観点からも、つまり学術ということになりますけれども、よいのだというふうに考えるのでこういうふうに考えるというふうに説明する必要があるのだと思います。

ですから、特定の人々に焦点を当てて議論するということと、他の人々が例えば差別的になるのではないかとか、どうなるのだということとは、今言った整理をすればより一般的な考え方を示すということで両立するのではないか、というふうに私は思っています。

○杉田委員長 では、大体議論が。どうぞ、小松委員。

○小松幹事 学問の自由のために政府から独立するというのはいいと思うのですが、独立するというのと関わらないということは違うと思うのです。独立というのは主権行使の能力を有するということであって、強制でなくて自らの判断、価値観で科学者としての良心、矜持、倫理に基づいて、この研究は国のために必要だ、協力しようという場合には、それを制限するようなものであってはならないと思います。ですから、今度の防衛施設庁のこの研究助成制度も別に強制でも何でもないわけですね、自由応募の形で出てきているわけですから、私は必ずしも学問の自由とそれほど矛盾するものではないというふうに考えます。

○杉田委員長 佐藤委員。

○佐藤幹事 正にそういう意見が一面的であるということをお先ほど説明申し上げたつもりです。個々の研究者の選択の問題ではなくて、例えば安全保障技術研究推進制度のようなものが登場し、大学の中に浸透してくる、あるいは米軍が提供するような資金が大学の中に浸透することが大学その他の研究組織における学術の健全な発展をどうゆがめるのかということをお議論しているわけです。そういった結果について、最終的に個々の研究者がどういう判断をするのか、それは個人の自由という側面はありますけれども、我々はそのことを議論しているのではなくて、学術の健全な発展にとって今何を議論すべきか、何を気を付けるべきか、このことは学問の自由の一環として議論している、それは科学者コミュニティの公共的な責務であるということをお先ほど申し上げたつもりです。

○杉田委員長 今の問題は、これまでもかなり議論してまいりましたけれども、もちろん個々の研究者の判断、それを尊重するのは当然でございます。ただ一方で、ミクロ的な最善の判断が全体としてマクロ的にいい結果になるというのは、市場原理というものはそういうふうに考えられているのですけれども、常にそういうふうな市場原理が知的な世界において働くという

ことでは必ずしもないと。私どもはミクロ的な判断を尊重しつつも、学術全体をマクロに見たときにそこに影響が及ばないかという、そういう観点で見ているというのがこの立場でございます。ですから、そこはそういうふうに御理解いただければと思いますけれども。

では、そろそろ時間が押してきたのですが、これまでの議論の中で日本学術会議の役割と、それから各大学に期待するもの、各学協会に期待するものについてはおおむね中間とりまとめで記述したような内容の延長で考えればいいのかということをございましたので。それからまた、日本学術会議の役割について先ほど花木委員のお話も含めて、むしろこういう私どもの今回の委員会の議論のようなことをするのが正に学術会議の役割であると。つまり、ここで示すような何らかの考え方を示すというのが学術会議の役割なのだという、そういう御認識というふうに承ったので、そういう形でまとめさせていただきます。

もう一つ、本日どうしても少し議論しておかなければならないのが、今後これをどういうふうにまとめていくかということをございます。これにつきましてまず、それでは意思の表出ということをするすればですけれども、何も意思を表出しないという選択肢ももちろんございますけれども、これだけ議論してまいりましたので何らかの意志の表出をするといまして、それについて事務的にどういうふうに整理できるかということについて、まず企画課の方から整理していただきたいと思ひます。

○事務局（小林企画課長） 事務局の企画課長でございます。

お手元の資料5、日本学術会議における意思の表出に沿いまして要点、ポイントを御説明したく存じます。資料は6枚のパワーポイントの画面から構成されておりまして、表紙の1ページ目から始まりまして右下に通し番号を打刻してございます。

それでは、表紙の次のページ数では右下2ページのところでございますけれども、これは日本学術会議の「意思の表出」の類型を一覧表に整理したものでございます。一番左に意思の表出の種類、そして真ん中に表出の主体、そして一番右の欄にはそれぞれの定義、説明を記載してございます。

まず勧告につきましては、学術会議が学術会議法の規定に基づきまして政府に勧告するもの、それから要望につきましては学術会議が政府や関係機関に実現を望む意思表示をするもの。そして提言につきましては、委員会などが実現を望む委員会などを発表するものでございます。これら3類型、勧告、要望、提言につきましては資料左の欄外に表示しましたように、「実現を望む」側面が強い特性を有するものと考えられるところでございます。

続いて、答申でございますけれども、これは学術会議が政府からの諮問に対しまして意見を

具申するもの、それから回答につきましては学術会議が関係機関からの審議依頼に対しまして回答するものでございます。これら二つ、答申及び回答につきましては政府等からの依頼への対応という性質を帯びていると考えられるものでございます。

そして、声明と報告、下の二つでございますけれども、声明につきましては学術会議がその目的を遂行するため、特に必要と考えられる事項について意見などを発表するもの、そして報告につきましては委員会等が委員会等における審議結果を発表するものでございます。これら二つにつきましては、声明と報告でございますけれども、これら二つにつきましては今まで申し上げました二つの類型以外のものという意味におきましてその他というふうに分類いたしまして、これら二つは内容に特段の制約があるものではございませんで、要望的な事項を含めることもまた含めないこともできる得るものと考えられるところでございます。

続きまして、次のスライド、右下の打刻ですと3ページのところでございますけれども、件名といたしましては科学者の倫理・規範に関する過去の主な報告・声明と題した資料でございます。これは科学者の倫理や規範といった事項に関しますこれまでの意思の表出として報告や声明がございますので、それらのうち主なものの流れ、位置関係を整理、表示したものでございます。資料の上から下に向かっての時系列で右と左の大きくは二つの流れを表示してございますけれども、まず右側の流れの一番上の箱でございますが、これは昭和55年1月に声明として科学者憲章がございまして、内容といたしましては①憲章が作成されるに至った背景、②憲章本体で構成されているものでございます。

そして、その矢印の下でございますけれども、真ん中の箱でございますが、平成18年10月に科学者の行動規範、これがやはり声明の形式で表明されておまして、①規範作成の背景、②規範本体に加えて、だけでなく、③といたしまして規範実現のための提言が含まれているところでございます。

そして、最近の平成25年10月でございますけれども、この科学者の行動規範の改訂版が同様に声明の形式にて表出されておまして、①規範改訂の背景及び②規範本体で構成される内容となっているところでございます。

今資料の右側の縦の流れ、時系列を説明いたしましたけれども、これらの声明にそれぞれ影響を与えたと考えられるいわば素材の位置付けのものとして、左側の流れといたしまして二つの報告、すなわち平成17年9月の科学におけるミスコンダクトの現状と対策、それから平成24年11月の科学・技術のデュアルユース問題に関する検討報告の二つを掲げているところでございます。

続きまして、次のスライド、右側の通し番号では4と打刻してあるスライドでございますけれども。これは「意思の表出」の議決手続（例）という資料でございます。この資料では意思の表出の提案者及び議決した会議体などについて整理したものとなっております。まず表の部分の説明でございますけれども、例えば一番上の平成18年の声明、科学者の行動規範につきましては、科学者の行動規範に関する検討委員会で審議を行いまして、このときの提案者は副会長を兼ねておりました委員長でございまして、最終的には総会での議決に至ったという手続を示したものでございます。その下の平成19年の声明「博物館の危機をのりこえるために」につきましては、学術・芸術資料保全体制検討委員会で審議いたしまして、委員長の提案によりまして幹事会での議決に至ったということを表示したものでございます。以下同様に、平成25年までの例をそれぞれ掲げております。

ここで上の部分で太線で枠囲いした部分、○が二つ並んでいるところでございますけれども、一つ目の○のところでございますが、この表から読み取れますことの一つといたしまして、意思の表出の案の「提案者」につきましては当該文案を審議した会議体の長が担っているということが通例となっている状況にあるということでございます。そして、二つ目の○でございませけれども、総会に議案を提出できる者、提出権者でございますが、これは細則上も3つに限定列挙されておまして、具体的には会長、副会長、または30人以上の会員であることが日本学術会議細則上規定されているというものを説明した資料でございます。

続いて、次のスライド通し番号5のスライドでございますけれども、では今申し上げましたことを前提にどのような具体的な選択肢があり得るのかというのを3つ列挙したものでございます。件名は、安全保障と学術に関する委員会における「意思の表出」の議決に関する主な選択肢の資料でございます。表の構成でございますけれども、左から右へ向かいまして、意思の表出の種類、類型と、その括弧書きに表出主体、それから案を審議する会議体、提案者、そしてその隣に議決する会議といたしまして3つの具体的な選択肢をお示したものでございます。

まず、案1でございますけれども、これは意思の表出の類型を声明といたしまして、そうしますと表出主体が学術会議ということでございます。その案文を委員会、今回の場合ですと正に安全保障と学術に関する検討委員会でございませけれども、審議いたしまして、委員長、杉田委員長でございますけれども、が御提案になられまして、幹事会において議決するというパターンがまず考えられるというのが案1でございます。ただし、今申し上げました案1でございますけれども、脚注の※1のところにも記載しましたけれども、この案1のバリエーションというものが想定し得まして、幹事会で議決を行う前に、総会において意見交換、例えば審

議経過報告などを行うということが可能ということでございます。つまり、プロセスの間に総会を位置させることが可能であるということでございます。

続いて、案2でございますけれども、報告の場合でございますけれども、表出主体は委員会ということになります。そして、その案文を委員会、この委員会でございますけれども、で御審議にられました後に、杉田委員長が御提案されて幹事会において議決するというのが案2の記載の内容でございます。そして、この案2におきましても幹事会の議決前に総会におきまして意見交換などを行うことが可能であるという点につきましては案1と同様であるということでございます。

続いて、案3でございますが、意思の表出として声明というふうに置きまして、そしてこれは案1とどこが違うのかというところでございますけれども、案文を審議する会議体が委員会ではなく幹事会であるという点でございます、これは委員会の御検討に基づきまして幹事会が意志の表出案を審議するという立て付けでございます。そして、会長が、幹事会の議長である会長が提案者ということで総会において議決するに至るというのが案3でございます。なお、脚注の※2のところでございますが、総会に議案を提出できる者が限定列挙されているという点につきましては先ほど御説明したとおりでございます。

そして、最後のページでございますけれども、これは参考といたしまして、日本学術会議細則の抜粋でございます。先ほどもお話が少し出てきたと思っておりますけれども、常設の委員会と臨時の委員会がございます、臨時の委員会には御案内のようにこの安全保障と学術に関する検討委員会があるわけでございますけれども。この資料の趣旨でございますが、今回4つの機能別委員会のそれぞれの職務がどのようなものになっているのかということで、この一番右の欄のところでございますけれども、御覧いただきますと、例えば科学者委員会、上から二つ目の欄のところでございますけれども、この1行目のところに科学者の在り方と、それから途中ちょっと省略しますけれども、先ほど学問の自由というお話があったように思いますが、自由交流に関することと、こういったような記述があるところでございます。参考資料ということで最後のページに付けさせていただきます。

事実関係のみ事務局より御説明申し上げます。以上でございます。

○杉田委員長 ありがとうございます。

ということで、声明か報告、それ以外はちょっと考えにくいと思うのですが。声明、報告の場合でも幾つかのパターンがございます。いずれにしましても、この件については総会等でも総会に諮るとかあるいは総会において議論するというのを繰り返し申し上げてきましたので、

総会に一切断りなく委員会から幹事会で決めるということにはあり得ないことだとは思いますが、そのあたりは共通認識だと思うのですが。その場合に、総会でどのようなことを行うのか。ここでは意見交換というふうに書かれておりますが。意見交換なのかももう少し踏み込んだものなのかのあたりも含めてある程度解釈の幅があるように私は理解しておりますけれども。そういう形にするのか。あるいは案3ですと私どもの報告を幹事会にお預けして、幹事会から会長に出していただいて総会でやるという、こういうやり方もございますが。いずれにしても手続上はこういうふうになっているということでございます。

このことはどれでいくのかということにつきましては、この委員会だけで決められることではないかもしれませんが、委員会としてももちろんこういうふうをお願いしたいというふうにすることは可能だと思いますが。それから、そもそもこの委員会の最終的な意思の表出をどういう形にした方がいいのかというその形の問題とこの決め方の問題はもちろん無関係ではございません。形としても幾つか可能性があると思うのですけれども、例えば一つの案としては、非常に調整をしましてまいりました中間とりまとめ、これが確定しておりますけれども、この中間とりまとめを基にしてこれを例えば声明にするということも不可能ではございません、これは一つの案でございます。それから、これを声明ではなく報告とするということも一つの案でございます。それから、3つ目としては、この中間とりまとめは報告として、この上にこれを要約するような形の声明を作るというふうなことも可能かもしれません。そのほかにも幾つかのバリエーションが考えられるかとは思っておりますけれども。

まずはちょっと御意見を、その形の問題で何か御意見ございますでしょうか。形と手続と両方結構。では、どうぞ。

○佐藤幹事 手続についてですけれども、意見が1点と質問が1点です。

まず意見ですけれども、案3ということにはあり得ない、論外だろうというふうに思います。この間しばしば出ているように、会長には利益相反という疑いがかかっております。本当にそうであるのかどうかはともかくとして、そのような疑いは避けるべきであろうと思います。それは恐らくこの委員会の決定であったり、あるいは学術総会の議決のレジティマシー、正統性に関わる重大な問題で、案3は避けるべきであると思います。

その上で質問なのですけれども、案1のところについて委員長が提案者で幹事会が議決というふうになっておりますが、前のページの4ページのところですと、例えば日本学術会議憲章であったりあるいは日本の展望、これについては委員長が提案者であり、総会が議決をしたというふうになっております。つまり、案1については委員長が提案をし、総会で議決をするとい

うバリエーションは排除されていないように思うのですが、その理解でよろしいでしょうか。これは事務局の方への質問ということになります。

○事務局（吉本補佐） 委員長が副会長を兼ねているケース、すなわち平成18年のケースであったり平成20年のケース、これは委員長が副会長を兼ねているケースで、副会長を兼ねている委員長が総会に議案を提出してそれで議決するというケースは否定されておられません。ただ、今回は状況が違うのかなと思っております。

○佐藤幹事 その上で確認なのですが、例えば副会長が委員の中に含まれている、あるいは会員が30人がこの委員会の報告を提案するというこういう形は、論理的になのですが、可能なのでしょうか。事実上の問題ですが、そうすべきかどうかということではなくて。

○事務局（吉本補佐） 規定上副会長が議案を提出するということになっております。そこは、通例は今まで委員長がやってきたということは通例であるということでありますので、それをどう考えるかというのは正に学術会議の会員の皆様でお考えいただくことかと思えます。

○杉田委員長 ここには副会長が3人もいらっしゃるのですね。どうぞ。

○井野瀬委員 恐らく査読を預かるのが、私が委員長を努めております「科学と社会委員会」ということになるので、その査読に関しての質問です。案1の場合は、※で、先ほど小林課長に御説明いただいたように、総会での意見交換が可能とのことですが、総会に出る案は通常幹事会に出る案と同じもの、つまり、査読を終え、総会で議論をして、必要とあれば修正するのではなく、幹事会にそのままかける、その査読プロセスが済んだもののおっしゃっているのですよね。

○事務局（吉本補佐） すみません、恐らく案1、案3とかどのバージョンにするかによっても異なると思いますし、査読についてはまた規定がございますので、少し複雑な議論になるかなというふうに思います。ちょっと今直ちに確定的にお答えすることは難しいと思います。

○杉田委員長 今の点ですか。査読との関係に関して言えば、委員会の案を委員長が提案するとすれば、査読後に提案するという事に当然なると思います。ですから、査読後に総会で議論し、幹事会、こういうふうになるのかなと思います。

○井野瀬委員 その確認がほしかった。

○杉田委員長 そこは間違いはないですね。総会の後に査読とかいうことはちょっと考えにくいですね。

○事務局（吉本補佐） 基本的にはそういうふうにしていただくのはよろしいかと思えますけ

れども。

○杉田委員長 小森田委員。

○小森田委員 今日はずぐに結論出ないかもしれませんが、私は冒頭で発言したことと関連して一言申し上げたいのは、これ課題別委員会ですので、通常のやり方であればここで文書の案ができた後に査読が行われ、幹事会に提出されます。幹事会ではかなり実質的な議論が行われて、原案どおり承認ということもあれば、余り本質的でない部分的な修正で済む場合には提案者あるいは部長のところを持ち帰って、最終的には会長と合意の上で発表するという手順になるか、それともいわば出直しを求めるといった形の、大体3つぐらいのパターンだったのではないかと思います。そういうわけで、幹事会はかなり重要な最終的な決定主体として位置付けられているというのが普通の手続だと思います。

ただし、今回についてはそういう普通のやり方と同じと考えていいかということ、一つは、これは最終的な文書がどうなるかによりますけれども、従来の総会の声明をどう扱うかという問題が何らかの形で関与してくる可能性がある。もちろん当時の総会と今の総会とは違いますけれども、ということが一つ。それから、もともと総会を含めて議論をずっと続けてきたという経緯があります。したがって、今回のものについては従来の幹事会が実質的に最終的にゴーサインを出すというやり方がいいかどうかということについては十分に慎重に考えるべきだろうと思います。

なぜ幹事会が従来権限が強かったかということ、その後何もないからですね、総会でかけるという手続がないから最後のところをきちっと抑えるということがあったので強かったわけですね。ですから、今回総会でどういう形で議論するかによりますけれども、いずれにしても総会という最も学術会議の意思表示の仕組みとしては最高の機関が何らかのところで関与するというのを前提に幹事会の役割も考える必要があるのではないかというふうに思います。

この委員の中には幹事会のメンバーの方が多分7名ぐらいいらっしゃると思うので、その先生方が幹事会どういうふうにするかということにもよりますけれども、場合によっては形式的な意味で総会に提案していただくということも含めて様々な可能性を追求していただく、ということをして是非幹事会のメンバーでない者としては望みたいと思っています。

○杉田委員長 山極委員、お願いします。

○山極委員 次回の総会は4月13日ですよ、この委員会は多分次の委員会までだと思いますけれども、それでその13日の総会に提出できるのか、幹事会を通していろいろな文言の整理等々、あるいは議論をまた尽くすというような手続を踏んでいくと、次の総会に間に合わない

のではないかと、私はできるだけ迅速にこれは声明を出していただきたい。というのは、既に報道等でもあるように、防衛装備庁の公募制度に関しては全く意外な6億円から110億円という大きなお金の膨れ上がっているわけです。世間の注目もさることながら応募をしようとしている人間にとってはこの日本学術会議の判断というのはとても大事なわけございまして、あるいは大学としてもこの日本学術会議の判断を非常に注目しているという現状がございます。ですから、これを秋に延ばすというようなことに絶対にしていただきたくない。そのための迅速な手続を是非とも考えたいというふうに、これ要望でございます。

○杉田委員長 はい。その点につきましては私どもの方でも事務局といろいろ検討しております。3月8日の委員会後、迅速に手続が進めば4月総会に十分間に合うということを確認しております。

それから、先ほどの論点ですけれども、この委員会の構成につきましてはこれまでもいろいろ外部からの御批判等もあったわけなのですが、会長、副会長、それからそのほかの幹事会メンバー、各部から出すというふうな形で構成しておりますのは、幹事会との連続性と言いますか、連携を強めているという、最終的に日本学術会議全体の意思として、しかもかなり重大な問題について何らかの意思を表出する際に、例えば幹事会とこの委員会とは全く切れているということであると、最終的段階において非常に何らかの齟齬が発生する危険性があるわけですが、それに対してこの委員会は先ほど御指摘あったように、ほぼ半分ぐらいのメンバーが共通しておりますので、当然この委員会において最終的な結論に至ったものについて幹事会においては支持されるという前提で考えております。それがこの委員会の構成の理由であるということでございます。

何かその点も含めてございませうでしょうか。井野瀬委員。

○井野瀬委員 その意味でも、提案者は委員長であるべきというところは崩してはいけないと思います。

○杉田委員長 それでは、手続に関しましては先ほどからの御意見で、この事務局案で言えば案1か案2というあたりになった上で、幹事会は可及的速やかに対応いただくということをお願いするという方向なのですが。

それでは、もう既に時間は過ぎておりますが、あと5分程度延ばしたいと思うのですが。形の問題についてですけれども、何か御意見等ございませうでしょうか。山極委員。

○山極委員 先ほど委員長から中間まとめそのものを声明にするというようなことがあり得るとおっしゃいましたけれども、これの中には定義の問題とかいろいろなものが入っていたりし

ます。私は声明というのは非常に単純明快であっていいのだらうと思います。それを基にいろいろなことが話し合われる、その大きな根拠になるものだと思います。それ以外にその声明を基にして各関係機関に要望なりあるいは提案なりをしていくことができるようなもの。ただし、50年、67年の声明をただ継承するだけではやはり不足だらうと思います。それに何らかの現状を踏まえた上での日本学術会議の意見、大きな態度、しっかりした態度というものを表明するような声明にさせていただきたい。ただ、A4、1枚文字で埋め尽くすような声明であっていただきたいのではないというのが私の考えです。

○杉田委員長 今の点、正におっしゃるとおりかと思うのですが。他方でこの中間とりまとめを調整する過程でもいろいろな御意見がございまして、これは今後詰めていかなければならない点もまだ残っておりますけれども。文章を要約するというのは当然それ自体かなりそこでまたいろいろな御意見が出てくる可能性はありまして大変な作業ではあるかとは思いますがけれども。

今の点、山極委員以外で御意見ございますでしょうか。小森田委員。

○小森田委員 私は、結論はなるべく明快に何項目かにわたったものが示せればそれに越したことはないのではないか、というふうに思っています。私は1月の委員会に向けてはA4、1枚のピシリのものを書きましたけれども、もうちょっと簡潔なものが可能であればそれよりらしいというふうに思います。

中間まとめにはいろいろな性質のものが含まれていて、経過の説明のようなものもあれば、状況認識についての説明のようなものもあれば、一定の判断を示したものもあって、様々なものがある意味では混在しているので、その中から幾つか、今日はもう時間がないと思いますけれども、幾つかポイントになるものを取り出して、そのままあるいは必要があれば多少文章を手直しをして一つの声明なりの見解としてまとめることは可能ではないかという気がします。それを試みる余地はあるのではないかと思います。ですから、何か新しいものを作るというよりもこの中間まとめの中の重要なポイントを意思という形で、つまり見解を述べるという性格のものを拾い出して付けると。その上でこの中間まとめをどういうふうに扱うかは様々な考え方あると思うのですが、それをまずは試みる余地はあるのではないかと思いますので、次の委員会でやっていただければというふうに思います。

○杉田委員長 ほかに特に御意見はありますか。小松委員、お願いします。

○小松幹事 杉田委員長のお言葉の中に、この中間とりまとめはこの委員会の了解を得られているという意味のことを何度か言われたのですが、この中間とりまとめの最終案のときには委

員から意見が出て、もう時間がないので精いっぱいその意見を取り入れて作り上げたのでご了解くださいというのが実情だったと思うのですね。そういう意味ではこの中間とりまとめは必ずしもこの委員会でオーソライズされているとは言えないと思います。それは時間的な制約もあって仕方がなかったのですが、これをベースに今度新しくもっと簡潔な声明を作るのであれば、その時点で本当に十分な意見交換を是非お願いしたいというふうに思います。

○杉田委員長 中間とりまとめに関しましては、これまで意見書のような形で提出された意見あるいはその前回、前々回の委員会での審議の中でもこれを認めるという意見が大半でございました。この委員会ではこれまで票決をとっておりません。日本学術会議の従来の会議体では余り票決というのは委員会レベルでとらない、いわゆるコンセンサス方式、日本の会議体はそういうところが多いですけれども、比較的コンセンサス方式で運用してまいりましたけれども、私は中間とりまとめがオーソライズされていないのではないかとこのような御意見が出てくるという状況では大変これは危惧しますので、中間とりまとめが確定しているということを私は確認したいと思います。

中間とりまとめについて御異議がある方は挙手願います。

挙手 : 小松幹事、安浦委員 (2名)

挙手無し : 杉田委員長、大政副委員長、佐藤幹事、井野瀬委員、
向井委員、森委員、山極委員、岡委員、花木委員、小森田委員 (10名)

不在 : 大西委員 (既に退席)、土井委員 (既に退席)、
小林委員 (委員会欠席) (3名)

2名、少数と認められ、中間とりまとめは確定ということにさせていただきます。

では、これを基に、次回委員会において……。今の点ですか。

○山極委員 いえ、今の点というか次の声明についてですけれども。

○杉田委員長 では、どうぞ。

○山極委員 この中間とりまとめを基に次回いろいろ話し合っただけで声明案をまとめるということは非常に時間が必要ですので、原案を、この中間とりまとめの案が認められたということですので、ここからいくらかの文章なり文言を抜き出し声明案をまず作っていただきたい、杉田委員長にですね。これ大変負担かかる仕事で申し訳ございませんけれども、それをたたき台にしてここで話し合うということにしてはどうでしょうか。これは提案でございますけれども。

○杉田委員長 今御提案ございましたけれども、御異議ございますでしょうか。

○大政副委員長 これは事務局に質問なのですからけれども、例えばこの中間とりまとめ、もう一

度吟味する必要があるかも知れませんが、それを報告にして、声明は別途というのは可能なのでしょうか。

○事務局（吉本補佐） それは可能でございますね。

○杉田委員長 そのような形も十分可能、先ほど来の御意見の中ではこれを基に抜粋のような形で作ったらどうかというお話もありましたので、例えばこれを報告として、そこから声明案を、この範囲を出ないような形で作るというのが一番穏当なところだと思いますけれども。

それでは、特に御異議ございませんでしたので、そのような形でたたき台のようなものを作りまして、次回最後の委員会となりますけれども、3時間時間をとってございますので、先ほど御意見ございましたように、まだ議論すべき点、今後のためにも議論しておくべき点等がございますので、それも含めて次回議論していきたいと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

では、本日は長時間に及びましたけれども、以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後3時20分 閉会